

鳥取県労働者福祉協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県労働者福祉協議会補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県労働者福祉協議会（以下「協議会」という。）がその会員及び当該会員に所属する労働者の福祉増進活動を行うことを支援することにより、労働者の経済的・社会的地位の向上に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う協議会に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 労働者福祉学習会事業
- (2) 文化・体育事業
- (3) 広報活動事業
- (4) その他労働者福祉に関する事業

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、2分の1を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年4月末までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 協議会は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は別表の補助事業に掲げる区分ごとの補助対象経費の額の20パーセントを超える増減を伴うもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 協議会は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 協議会は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月19日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年3月11日から施行する。

この要綱は、平成29年4月18日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費
(1) 労働者福祉学習会事業	労働者を対象とした労働者福祉等に関する学習会の開催に要する次に掲げる経費 報償費、特別旅費、使用料及び賃借料、需用費（食糧費は講師用の飲料に限る）
(2) 文化・体育事業	労働者を対象とした勤労者美術展、スポーツ大会及びふれあい祭の開催に要する次に掲げる経費 ア 勤労者美術展 報償費、特別旅費、使用料及び賃借料、需用費（食糧費は審査員用の飲料に限る）、役務費 イ スポーツ大会 報償費、特別旅費、旅費（ただし大会の運営に係るものに限る）、使用料及び賃借料、需用費（食糧費は審判員用の飲料に限る）、役務費 ウ ふれあい祭 以下、いずれの費目も直接的な労働福祉の啓発に係る経費に限る 報償費、特別旅費、使用料及び賃借料、需用費（食糧費は相談員用の飲料に限る）、役務費
(3) 広報活動事業	労働者福祉及び労働・社会保険関係法令に関する広報紙の発行等の情報提供に要する次に掲げる経費 報償費、特別旅費、使用料及び賃借料、需用費（食糧費は資料の作成の助言者の飲料に限る）、役務費
(4) 上記以外の補助対象事業	知事が必要と認める経費

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県労働者福祉協議会補助事業計画（報告）書

事業名	内容等	実施(予定)月日	実施(予定)場所	参加(予定)数

他の補助金の活用の有無（有・無）

補助金名	事業内容	問い合わせ先

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県労働者福祉協議会補助事業収支予算(決算)書

収 入

(単位；円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前(本)年度 予算(決算)額	増 減	算出の基礎

支 出

(単位；円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前(本)年度 予算(決算)額	増 減	算出の基礎

年 月 日

様

職氏名



年度鳥取県労働者福祉協議会補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県労働者福祉協議会補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、 とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、 とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところとする。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県労働者福祉協議会補助金交付要綱（平成12年4月19日付労第293号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地
名 称
代表者名

印

年度鳥取県労働者福祉協議会補助金に係る仕入控除税額確定報告書

鳥取県労働者福祉協議会補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円
(2) 補助対象経費の額 金 円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）

$$1(1) \\ (3 - 2) \times \frac{\quad}{1(2)}$$

金 円

(注) 別紙として積算内訳、その他参考となる資料を添付すること。